

鳥取商工会議所優良従業員表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鳥取商工会議所の会員企業（特別会員含む）の従業員に対して行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、審査の上これを行う。

(1) 永年勤続によるもの…同一事業所或いは同一事業主のもとに長年勤続して、特に功労があり、品行方正にして、他の模範と認められる者

- ① 勤続 10 年以上 30 年未満〔優良従業員〕
- ② 勤続 30 年以上〔特別優良従業員〕

(2) 業績功労によるもの…業績を通じ、特に功労があった者

- ① 技術・商品の開発、販路の開拓及び、販売サービス等を通じ、当該企業並びに地域経済の発展に特に貢献したと認められる者〔特別功労従業員〕

(審査及び表彰の決定)

第3条 表彰の審査は、本商工会議所運営委員会で行い、常議員会で決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は会頭名で行う。但し、前第2条第1号②及び第2号①による場合は、日本商工会議所会頭名併記とする。

- 2. 表彰を受ける者には、表彰状並びに記念品を贈呈する。

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、毎年 11 月 第 3 金曜日とする。但し、必要に応じ変更することができる。

附 則

- 1. この規程は昭和 31 年 11 月 1 日より実施する。
- 2. この規程は第 2 条を一部改正（日商会頭名併記）し、昭和 46 年 11 月 1 日より実施する。
- 3. この規程は全文を改正し、平成 14 年 9 月 17 日より実施する。
- 4. この規程は第 5 条を一部改正（時期の変更）し、平成 27 年 6 月 12 日より実施する。

鳥取商工会議所優良従業員表彰規程 実施要領

1. 表彰は、本商工会議所の会員（特別会員含む）の推薦に基づいて行う。推薦を行うときは、別に定める様式による推薦書を提出するものとする。
2. 勤続年数の算定に当り、途中離職した場合の離職前の勤続年数は加算しないものとする。
3. 同一事業主の経営する事業所間における地区外転勤については（配属替え含む）、勤続年数が中断されないものとする。

以 上